

理事、監事及び評議員の退任慰労金に関する規則

(退任慰労金の給付)

第1条 理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)が退任した場合には、退任慰労金(以下「慰労金」という。)を支給する。

(支給の時期及び支給方法)

第2条 慰労金は、任期満了による退任、又はその他の事由により退任した場合に、その者、又は死亡による場合はその遺族に速やかに支給する。退任慰労金は通貨をもって支払うものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

任期満了により退任した者が退任の日又はその翌日再び役員等となったときは慰労金の支給は行なわず、在任期間の計算についてその年数を次の期に合算する。

(慰労金の額)

第3条 慰労金の額は1年につき1万円とし、その額に在任した年数を乗じて得た額とする。

前項に規定する在任年数は、役員等になった日の属する月の翌月(月の初日の場合はその月)から退任した日の属する月までの年数とする。ただし、この規定により計算した期間に1年未満の端数がある場合は、これを1年とする。

(慰労金支給の特例)

第4条 役員等として法人の発展に寄与し、その功労が顕著であると認められるときは、前条の規定にかかわらず、別に理事会の議決を得て慰労金の額を増額することができる。

(慰労金支給制限)

第5条 役員等が在任中、禁錮以上の刑に処せられ、退任した場合は、この規則に規定する慰労金は支給しない。

附 則

- 1 この規則は、平成15年12月4日から施行する。
- 2 この規則の施行前すでに役員としてその任にあった者については、その在任年数を合算する。